

◆小泉勝委員 よろしくお願ひいたします。初めに、新潟県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について伺いたいと思います。サービス管理責任者は、個別支援計画を作成するために障害福祉サービスを行っている事業所で、いわゆる障害者総合支援法により配置が義務づけられております。また、児童発達支援管理責任者は、障害児の療育に関する専門職の一つでありまして、児童福祉法に位置づけられた放課後等デイサービスなど、障害児支援のための児童発達支援施設において1名以上の配置が義務づけられているということでもあります。これらの資格を取得するために新潟県では、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を行っているわけでありまして、資格取得までの流れ、そして研修の開催頻度、場所、内容について、お伺ひいたします。

◎島田久幸障害福祉課長 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格取得までの流れについてでございます。これは、国において定められているものでありますけれども、平成30年度までは資格の有無に応じました実務経験に加えて、5日間の研修を1回受講することで要件を満たすということとされておりました。しかし、実践の積み重ねを行いながら、知識や技術の向上を図るようということで研修体系が改正されまして、令和元年度からは5日間の基礎研修を受けた後、2年以上の実務経験を経て、2日間の実践研修を受けることで要件を満たすというふうになっております。

研修の開催頻度や場所についてですけれども、平成30年度までは年1回、新潟市での研修実施としておりましたが、令和元年度からは受講者の利便性を考慮し、基礎研修は3回に分けて、県内3か所で実施をしております。実践研修については基礎研修の2年後ということで、今年度初めての開催となりますけれども、同じく県内3か所で実施の予定としております。研修内容も国のカリキュラムによって定められておりますけれども、基礎研修が講義3日間とグループワークでの演習2日間、実践研修がグループワークでの演習2日間というふうになっております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。令和元年度から研修回数が1回から3回に増えていると。私が聞いているところでは、受講希望者が多くて受講しにくいというような状況も伺っていたり、あるいはタイミング、場所によってもなかなか希望する場所で受けられなかったというようなお話を聞いているところでありますけれども、講習を受ける希望者が受講しやすくなるように、さらに体制を強化すると。1回から3回になったという研修回数でありますけれども、例えばさらに増やすだとか、開催場所を増やすだとか。あるいは現在、コロナ禍においてオンライン研修を進めていると認識しておりますけれども、こうしたオンライン研修の恒常化などといったことをするべきではないのかというふうに思っておりますが、今後の方針についてお伺ひしたいと思います。

◎島田久幸障害福祉課長 サービス管理責任者等の研修につきましては、毎年多くの受講希望を頂いているところでございます。特に昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修規模を縮小せざるをえなかったという事情がございまして、今年度は特に希望者が非常に多くなったという状況がございまして、そのため例年の3回からきゅうきょ8回に研修を増やして、一部オンラインを導入するなど実施方法も工夫しながら、希望するかた全員に対して受講決定をし、実施をしているところでございます。また、実践研修についても、希望するかたすべてに受講決定しているところでございます。

オンライン形式は、新型コロナウイルス感染症の状況を受けて今年度から導入したところですが、会場の規模によらず定員設定が可能であることと、受講者も移動が不要であるといったメリットがある一方で、講義の視聴状況をどうやって確認するかとか、グループワーク演習をどうやって効果的に実施するかというところで、課題も一部あるというふうに思っております。今後は研修の受講希望調査などで希望者数を把握して、引き続き必要かたが受講できるようにするとともに、オンラインの活用を含めて効果的な研修実施の方法について、さらに検討していきたいというふうに思っております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。今年は相当な対応を頂いたということで、大変ありがたく思っております。引き続き、希望する受講者が受けやすいような環境づくりに努めていただければと思います。

続いて、避難所運営に係る障害児の配慮について伺いたいと思います。昨日の防災局関係の審査の中で、新潟県地域防災計画から、災害時の避難所における要配慮者への対応として、障害児の配慮についてお伺いさせていただいたところ、要配慮者への対応ということで明記されていますというお話を伺いました。具体的なお話として、医療的ケアを要するお子さんの保護者から、本人と子供の避難所生活においてどうしたらいいのかという不安の声を頂いていたり、また、発達障害児のお子さんが避難所で過ごすことが非常に苦痛であったり、あるいは災害が続くと保護者のかたがたは非常に不安な思いをされている、心配をしているということでもあります。避難所において最低限、プライバシーが確保されるように、区切られた場所であってほしいといったようなお話も伺っているところであります。しかし、非常時において発達障害児のお子さんのような要望などは、わがままととらえられて非難されかねません。要配慮者といいながらも、現実的にはだれもが分かりやすい妊産婦あるいは乳幼児、高齢者、肢体不自由のかたがたの対応が現場ではどうしても優先されがちだと思われれます。そうした発達障害など配慮を要する者に対して、個別にきめ細かい対応が必要と考えますけれども、避難の在り方について所見を伺います。

◎島田久幸障害福祉課長 本県の災害時における避難や支援につきましては、県が作成いたします地域防災計画に基づいて取組が行われているところでございますけれども、一般

の避難所での生活が難しい障害者等につきましては、福祉避難所の利用ですとか、福祉施設等への緊急入所などを勧めるということとしております。福祉避難所につきましては、設備面等から福祉施設が指定されることも多いというふうに認識しておりまして、そうした面で障害者等への一定の配慮がなされているものというふうに考えております。また、令和3年5月に災害対策基本法が改正されまして、市町村におきましては自ら避難することが困難な障害者等の一人一人の状況に合わせた個別避難計画を作成するということが努力義務とされたところをございまして、今後さらに障害の特性に応じた適切な避難方法ですとか、避難場所の確保が進むものというふうに考えております。しかしながら、委員が御指摘されたとおり、特に発達障害はその特性が理解しづらいというふうなことがございますので、県といたしましては、さまざまな障害のあるかたが、それぞれの障害に応じた適切な避難場所の確保ですとか、施設運営が図られますよう、防災局と連携しながら、障害特性に対する理解の促進と併せて市町村への情報提供、働きかけなどに努めてまいりたいというふうに思っています。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。今ほど障害福祉課長も触れられましたけれども、一般質問の中でも県民への理解促進に向けたお願いをしたところでありまして、また、改めてお願いを申し上げるところであります。

続きまして、保育士確保について質問させていただきたいと思っております。初めに、保育士不足が全国的にも言われております。その要因の一つには、給与が低いということがあろうかと思っております。慢性的に保育士が不足するということで、一人の仕事量の負担が多くなりすぎるということが考えられます。給与と仕事内容、そして量のバランスが取れていないことが、さらに保育士の不足に拍車をかけているのではないのでしょうか。保育士の給与の改善に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、県の所見を伺いたいと思っております。

◎昆伸二子ども家庭課長 保育士の給与改善についてでございますけれども、保育士の給与水準につきましては他業種よりも低く、必要な保育士を確保していくためには、委員御指摘のとおり、保育士の給与の改善は重要であると考えております。これまで国の処遇改善加算等により一定程度、給与水準の改善は図られてきておりますが、県では国の処遇改善加算の取得に必要なキャリアアップ研修の実施などを通じて、処遇改善に取り組む保育所等を支援しているところでございます。また、報道では、岸田新首相が保育士等の所得向上に取り組む方針とも言われておりまして、こうした動きに期待し、注視するとともに、必要により国に対しさらなる処遇改善を要望してまいりたいと考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。現役の保育士のかたからお話を伺いますと、保育計画書の作成だとか、あるいは保護者との連絡帳の記入だとかといった細かな事務的な仕事も非常に負担が多いというふうに伺っているところであります。園児との時間をなるべく

多く取って希望の保育をしたいと思うけれども、なかなか難しいのが実情ですというようなお話を伺っております。お昼寝の時間にもすべての子がきちんと寝てくれるわけではないというようなこともあるようでありますけれども、例えば医療業界では医療クラークの存在があります。これと同様に、保育業界にも医療クラークのような制度を導入して、保育士が保育に専念できる環境を整える必要もあるのではないかというふうに考えますけれども、所見を伺います。

◎昆伸二子ども家庭課長 保育士の負担軽減についてでございますけれども、保育士の業務につきましては、今、委員御指摘のとおり、事務的な業務が負担になっており、離職や保育の質に影響を及ぼす懸念がございます。保育士の業務負担軽減を図り、保育に注力できるよう、職場環境の整備が重要であると考えております。保育士の業務負担軽減の取組につきましては、今、委員がおっしゃったような医療クラークに類するものとして、国において保育士資格を持たずに保育現場で保育士の事務的な業務の補助を行う保育補助者を雇い上げた場合の費用への支援制度がございます。また、保育に関する計画、記録や保護者との連絡などのICT化推進にかかる費用の支援などの制度もありまして、保育の実施主体であります市町村において、地域の実情やニーズに即して活用することとされております。県では市町村との情報共有を行い、こうした事業の効果的な活用が図られるように支援しているところでございます。

保育士の業務負担軽減のための県独自の取組といたしましては、未満児保育事業というものがございます。国が定める1歳児6人に対し保育士一人のところを、子供3人に対し保育士一人という加配をしております。保育関係者からは、この事業がかなり負担軽減になっているという評価を受けているところでございます。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。これまで給与と仕事量の軽減というお話をさせていただきましたが、保育士の確保という面で申し上げますと、保育士の負担を減らすためには、人員を増やして一人一人の負担を少なくするということが必要であって、根本的には人員を増やすということが大事なのだらうと思っております。県では、保育人材確保に向けて、保育士修学資金貸付等事業や、すでに保育士資格を持つ人が県内保育施設に勤務した場合の潜在保育士再就職準備金貸付を始めたというふうに伺っているところでありますが、そういった面ではありがたいと思っております。一方で、側面支援として、保育士宿舍借り上げ支援事業の取組により、保育士確保の底上げを図ってはどうかというふうに考えますけれども、御所見を伺いたしたいと思います。

◎昆伸二子ども家庭課長 保育士確保につきましては、保育士の負担軽減や安心して子供を預けられる保育環境整備を図るうえで重要であると考えております。県の役割といたしましては、広域自治体として保育従事者全体の底上げを図っていく観点から、これまで保育

団体と連携しまして、新潟県保育サポートセンターを設置し、潜在保育士の掘り起こしやマッチング支援などを行ってきたところです。また、今、委員がおっしゃったように、今年度から新たに保育士修学資金貸付等事業、それと昨年度から引き続き、東京圏から移住し県内の保育施設等に就業した保育士に対して支援金を給付する事業も行っているところでございます。

委員御指摘の保育士宿舎借り上げ支援事業につきましては、国の補助事業でございます。保育の実施主体である市町村において地域の実情やニーズ等に応じて活用しておりまして、県ではこうした国の制度について周知を行って、ぜひ、全県に広げるように努めてまいりたいと考えております。

◆小泉勝委員 ありがとうございます。国の補助事業があるということでありまして、もちろん、国が半分だとか、県が半分だとか、市町村が半分だとかというような形になろうかと思えますけれども、それぞれの自治体に広く周知いただいて、県内全域に広めていただけるようお願い申し上げて、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。